

農林漁業者とバイオ燃料製造業者の連携による バイオ燃料の製造を支援します！

生産製造連携事業計画

農林漁業者とバイオ燃料製造業者が
共同で計画を作成！

- ① バイオマスの安定的取引関係の確立！
- ② 需要に応じたバイオマスの生産のための措置！
- ③ 効率的なバイオ燃料の製造のための措置！

【支援対象となるバイオ燃料】

木炭
木質固形燃料(木質ペレット、オガライト)
バイオエタノール
バイオディーゼル燃料(脂肪酸メチルエステル)
ガス(メタンガス、木質バイオマスガス等)

①申請

主務大臣が認定！

- ・農林水産大臣
- ・経済産業大臣
- ・環境大臣(廃棄物処理を含む場合)

- ① 事業の内容が基本方針に照らして適切か審査
- ② 事業の取組内容や資金計画が適切かを審査

②認定



③支援措置

I 資金の貸付 (農業改良資金 林業・木材産業改善資金 沿岸漁業改善資金)

バイオ燃料の原料生産の取り組みに対し、都道府県等が無利子で貸付けを行う農業改良資金などについて、農林漁業バイオ燃料法に基づく計画の認定を受けた農林漁業者は、**償還期間が最大2年間延長(「10年以内」⇒「12年以内」など)**されます。

II 直接金融

生産製造連携事業計画に従って、バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置を実施するため、資本金3億円を超える株式会社を設立した場合や資本金が3億円を超える株式会社が資金の調達を行う場合において、中小企業投資育成株式会社法の規定にかかわらず、**中小企業投資育成株式会社による株式等の引受け及び保有の事業の対象**となることができます。

III 債務保証

生産製造連携事業計画に従い、バイオ燃料(産業廃棄物の処理に該当するもののみ)の製造施設の整備に必要な資金の借入れについては、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく、**産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証の対象**となります。

IV 税制上の支援

生産製造連携事業計画に基づき新設した機械その他の設備について、**固定資産税の課税標準額を3年間にわたり軽減**します。(適用期間:令和8年3月31日まで)

対象となる特定バイオ燃料製造設備 (括弧内は軽減率)

バイオエタノール
(1/3)

バイオディーゼル燃料※1
(1/3)

木質固形燃料※2
(1/4)

ガス(メタン、木質)
(1/2)

(※1 中小事業者等が取得したものに限定) (※2 中小事業者等及び農業協同組合等が取得したものに限定)